

2022（令和4）年度（2022年9月1日～2023年8月31日）
一般社団法人日本小児アレルギー学会理事選挙

2. 役員（理事）選挙について

理事選挙は、定款第 20 条、21 条ならびに代議員並びに役員候補者の選出に関する規程第 4 章に規定するところによります。

選挙権者	選挙の行われる年度に選出された次期代議員とする。
被選挙権者	選挙の行われる年度に選出された次期代議員で、自ら候補者となろうとする者とする。
選出方法	立候補者の中から選挙の行われる年度に選出された次期代議員により選出される。立候補者名簿から各地区ごとに、その定数までの連記無記名投票とする。
選出定数	21 名（定数は 20 名とし、定数を選挙管理委員会が地区別に比例配分する。（比例配分で端数が生ずる場合は 21 名を定数とする））
	<u>地区別定数</u> 北海道および東北地区 2 名・関東地区 8 名・中部地区 3 名・近畿地区 4 名・中国および四国地区 2 名・九州地区 2 名

2022（令和4）年度 理事選挙スケジュール

6月19日（月）～7月6日（木）23：59迄	理事立候補期間（学会 Web サイト会員マイページから立候補届出）
7月7日（金）	再公示（定数に満たない場合）
7月14日（金）23：59迄	再公示による立候補期間
7月下旬	選挙投票（電子投票）案内を選挙権者にメール配信（選挙開始）
8月7日（月）23：59迄	選挙投票（電子投票）締切
8月10日（木）	選挙開票、当選者確定
8月14日（月）	選挙結果の公示（学会 Web サイト）

監事の選出について

監事の選出は定款第 20 条、第 21 条ならびに代議員並びに役員候補者の選出に関する規程第 7 章に規定するところによります。監事の選任決議は、監事、理事候補者会の推薦により選出された監事候補者を代議員総会において承認することにより行います。そのため選挙は実施されません。